

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
329	投票実施請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第13条第2項	3日	—	法令のとおり	—	選挙管理委員会
330	議会及び議会の解散請求代表者の施設の使用に要する費用の承認	地方自治法施行令	第107条第3項	3日	—	設定している	—	選挙管理委員会
331	議会の議員の解職の請求代表者の施設の使用に要する費用の承認（第107条第3項の準用）	地方自治法施行令	第113条	3日	—	設定している	—	選挙管理委員会
332	長の解職の請求代表者証明書の交付（第91条第2項の準用）	地方自治法施行令	第116条	7日	—	法令のとおり	—	選挙管理委員会
333	長の解職の請求代表者の施設の使用に要する費用の承認（第107条第3項の準用）	地方自治法施行令	第116条の2	3日	—	設定している	—	選挙管理委員会
334	解散及び解職の投票を同時に行う場合並びに選挙及び解散又は解職の投票を同時に行う場合における請求代表者の施設の使用に要する費用の額の承認（第116条の2・第107条第3項の準用）	地方自治法施行令	第120条	3日	—	設定している	—	選挙管理委員会
335	副知事等の解職の請求代表者証明書の交付（第91条第2項の準用）	地方自治法施行令	第121条	7日	—	法令のとおり	—	選挙管理委員会